

(仮称)春日井市こどもの権利条例(中間案)

令和7年7月

春日井市こども未来部子育て推進課

春日井市こどもの権利条例(中間案)の基本的な考え方

○ 背景・経緯

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が設立され、こども基本法が施行されました。また、同年12月にこども大綱が策定され、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

虐待、体罰、いじめ等により「こどもの権利」を著しく侵害している事象や、こどもの不登校など、こどものまわりには様々な問題が起こっています。こうした中、当市においても、まち全体で「こどもの権利」への理解を深め、子どもの権利条約の理念を実現するために、こどもや関係団体等の意見を取り入れ、「こどもの権利」の保障を促進し、こどもが豊かに育つため条例の制定が必要であると考え、令和6年度から条例の制定に向け準備を進めてきました。

なお、この条例の制定については、「こどもの成長を支え、可能性を広げる『こどもまんなか』のまち春日井」を基本理念とする「かすがいこどもまんなかプラン」（令和7年3月策定）の主な取組にも位置付けています。

○ 制定に向けたこれまでの取組

条例制定にあたり、当事者であるこどもたちの意見を聴くため、ワークショップやアンケートを実施しました。

【ワークショップ】（5回、220名）

自分や周囲で守られていないと思うこどもの権利を考え、「誰がどうすれば権利が守られるか」、また、「権利が守られるために自分たちにできることは何か」、グループで意見を出し合っていました。

〈実施学校等〉

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・春日丘高等学校インターアクトクラブ | ・石尾台中学校2年生 |
| ・山王小学校5年生 | ・西山、北城子どもの家利用児童 |

【アンケート】（５回、５３１名）

自分が大切だと思う権利や守られていないと思う権利、その権利は誰がどうすれば守られるかなど、アンケートに答えてもらいました。

〈実施学校等〉

- ・市長と語る会参加者（小学６年生）
- ・春日井まつり来場者（小学生）
- ・春日井高等学校定時制
- ・春日台特別支援学校（高等部）
- ・春日井高等特別支援学校

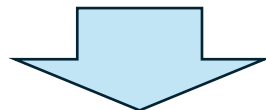
◇ ワークショップやアンケートから見た「こどもたちの想い」

Ｑ．誰がどうすれば「こどもの権利」が守られるか

- A. ・「親がこどもの意見を受け入れる」
- ・「友達や親は、相手の気持ちを考え、思いやる」
 - ・「親や学校の先生に話を聞いてほしい、相談にのってほしい」
 - ・「みんなが他の人が傷つく言葉を言わないようにする」
 - ・「みんなが人の個性を認め合うようにする、尊重する」 など

Ｑ．「こどもの権利」が守られるために、自分たちにできることは何か

- A. ・「他の人を尊重する、認め合う」
- ・「人の個性を否定しない」
 - ・「相手の意見に興味を持とうとする」
 - ・「先生や親に相談する」「友達からの相談にのる」
 - ・「否定する理由を親に聞く」「自分の意見を真剣に親に話す」 など



“こどもたちの想い”
を踏まえて検討

**『春日井市こどもの権利条例の基本的な考え方』を
次のとおりとします。**

- ◎ 大人もこどもも、こどもの権利を理解し、尊重する。
- ◎ 普段の生活から「対話」を大切にし、すべてのこどもの権利を
まち全体で守る。

春日井市こどもの権利条例（中間案）

1 前文について

- こどもは、自ら成長する力を持ち、未来を担う大切な社会の一員であり、かけがえのない存在です。
- 全てのこどもは、生まれた時から一人の人間として幸せに生きる権利があり、権利の主体として考えや意見、個性が尊重されるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。
- こどもの権利保障にあたっては、虐待、体罰、いじめ、ヤングケアラー、不登校など、こどもの権利を脅かすさまざまな問題に、社会全体で取り組んでいく必要があります。
- この条例の制定にあたり、こどもたちの想いをくみ取るため、こども向けのアンケートやワークショップを実施したところ、さまざまな声が挙がりました。

自分の権利が守られるため、 大人や周囲に望むこと	こどもの権利が守られるため に自分たちにできること
・意見を聴いてほしい ・受け入れてほしい ・相談にのってほしい ・私たちと話し合ってほしい ・考えや個性を尊重してほしい	・自分の意見を大切に、相手の意見も受け入れる ・まわりの人に相談する ・自分がされたり、言われたりして嫌なことを他の人にしない

- 大人には、こうしたこどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを尊重することが求められます。また、こどもの権利について理不尽な否定をすることなく、常にこどもに寄り添いながら、対話に努める必要があります。

- こどもと大人が、こどもの権利を理解し、尊重するとともに、日ごろから周囲との対話を大切にすることによって、市全体でこどもの権利を守り、こども一人一人が豊かで幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。

2 条例制定の目的について

この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることによって、市全体でこどもの権利を保障し、こどもが豊かに育つことを目的とします。

3 用語の定義について

この条例で用いる用語の定義について、次の表のとおり定めています。

用語	定義
こども	市内に在住し、在学し、又は在勤する 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者
大人	こどもに関わるこども以外の者
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現にこどもを養育するもの
学校等関係者	市内の学校、保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学んだり育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者
地域住民等	こどもが生活する地域の住民及び市内で活動する者又は団体
事業者	市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者

4 こどもの権利について

子どもの権利条約やこども基本法、こどもや関係団体等の意見を踏まえ、特に大切にすべきこどもの権利について定めています。

安心して暮らす権利

- 命が危険にさらされないこと。
- 健康な生活ができるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること。
- かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- 自分らしく過ごせる居場所があること。
- 相談することができ、必要な支援を受けられること。
- 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる身体的・精神的な暴力を受けず、また、犯罪被害を受けないこと。
- あらゆる差別や理不尽な扱いを受けないこと。

自分らしく生きる権利

- ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。
- 自分のことを自分で決められること。
- プライバシーが侵害されないこと。
- 名誉が傷つけられないこと。

参加する権利

- 自分の意見や考えを表明する機会が与えられ、尊重されること。
- 意見や考えを持つために必要な知識と情報を得るための支援を受けられること。
- 仲間を作り、集い、又は活動すること。

豊かに育つ権利

- 食べること。
- 心と身体を休めること。
- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 文化、芸術、スポーツ等に触れ、さまざまな経験を積むこと。

5 こどもの権利を保障するための役割

こどもの権利が守られるために必要な事項として、各主体が担うべき役割について定めています。

大人の役割

- 大人は、こどもが権利の主体であることを認識したうえで、こどもの権利について理解し、その権利を尊重します。
- 大人は、こどもに向き合い、対話することを心掛けます。また、こどもからの相談には、こどもに寄り添いながら応じます。

こどもの役割

- こどもは、発達段階等に応じて、自らの権利について正しい理解をもつようにします。また、社会の一員として、他のこどもにも同様の権利があることを認識し、その権利を尊重するよう努めます。

保護者の役割

- 保護者は、こどもの養育や成長、権利の保障について、自らが最も重要な責任を有するとの認識をもちながら、こどもにとっての最善の利益を考えて、こどもを養育します。
- 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、

他のこどもの権利を尊重できるよう必要な支援をします。

学校等関係者の役割

- 学校等関係者は、こどもが主体的に学びながら、健やかで豊かに育つことができるよう、こども一人一人の発達段階等に応じて必要な支援をします。
- 学校等関係者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を尊重できるよう必要な支援をします。

地域住民等の役割

- 地域住民等は、こどもが地域の一員として安全・安心に暮らしながら、健やかで豊かに育つことができるよう、こどもを見守り、必要な支援を行うよう努めます。

事業者の役割

- 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを行います。
- 事業者は、事業活動が、こどもの権利の保障に支障をきたすことのないよう配慮に努めます。

市の役割

- 市は、こどもの権利を保障するため、こども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者との協働しながら、こどもに関する施策を推進します。
- 市は、大人、こども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

6 こどもの権利を保障するための施策の推進について

こどもの権利が守られるために必要な事項として、各主体が連携して取り組むべきことについて定めています。

子育て家庭等への支援

- 市と学校等関係者は、すべての保護者がこどもの権利を守りながら安心して子育てができ、その役割を果たせるよう、こどもの発達段階等に応じて必要な支援を行います。
- 市と学校等関係者は、困難な状況にあるこどもとその家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、こどもや家庭の状況に応じて途切れのない必要な支援を行います。

こどもの居場所づくり

- 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができ、また、仲間と交流し、さまざまな体験をすることのできる居場所づくりや、居場所づくりへの支援に努めます。

虐待及び体罰の防止

- 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者は、こどもに対する虐待や体罰を防止するために、児童相談所その他の関係機関と協力して必要な対策を講じ、早期発見に努めます。
- 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者は、虐待や体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行います。

いじめの防止

- 学校等関係者、市、保護者、地域住民等は、こどもに対するいじめの防止と早期発見に努めます。
- 学校等関係者と市は、いじめを受けたこどもを適切かつ速

やかに救済し、必要な支援を行います。また、いじめを行ったこどもに対して、再びいじめを行うことがないように、その行為の背景にある事情に配慮しながら指導をし、保護者に対しても必要な助言を行います。

多様性の尊重

- 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者、こどもは、こどもの国籍、人種、性別、宗教その他の違いについて、その多様性を尊重します。
- 市と学校等関係者は、こどもに対する偏見や差別などの理不尽な扱いが生まれないようにするために、多様性についての理解を深めるよう努めます。

意見表明及び参画の促進

- 市は、こどもに関わる市の施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めます。
- 学校等関係者は、こどもが参加する活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めます。
- 地域住民等は、こどもが参加する地域活動について、こどもが意見を表明し、参画を促進するよう努めます。

こどもの権利侵害からの救済

- 市は、こどもの権利侵害に関する相談を受けたり、救済を行うときには、保護者や関係機関と連携し、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮しながら対応します。